

第100回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時

場所

東京都品川区大崎 1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し
退職慰労金贈呈の件
第5号議案 第三者割当による
自己株式の処分の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本定時株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

<https://www.smk.co.jp/>

株主総会ご出席者へのお土産は取りやめさせていただいております。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

ここに、当社第100回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2022年6月7日

S M K 株式会社

代表取締役社長 池田 靖光



招集ご通知

第100回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

※ お土産の配布及び株主説明会の開催は、中止させていただきます。

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - (2) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。
 - ① 事業報告の「財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「株式に関する事項」、「社外役員の主な活動状況」、「社外役員の報酬等の総額等」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本」
- なお、監査役及び会計監査人は、上記ホームページ掲載事項を含む連結計算書類及び計算書類を監査しております。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。新型コロナウイルス感染を避けるため、郵送（A）またはインターネット（B）の方法を推奨いたします。

A 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2022年6月21日（火曜日）午後5時5分**までに到着するようご返送ください。

B インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2022年6月21日（火曜日）午後5時5分**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

C 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第100回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載のログイン ID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載の QR コードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、連結業績を基本として中長期の収益力及び内部留保の状況などを勘案し決定しておりますが、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 70円

総額 440,355,790円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

当社の事業目的の記載を整理するとともに、今後の事業展開に対応することができるよう、現行定款第2条を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気通信および電子機器 <u>その他産業機械ならびに各種機械装置の製造および販売。</u> (2) 不動産の賃貸。 (3) 前各号に付帯する一切の事業。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電子機器およびその部品の開発・製造および販売と関連するサービスの提供 (2) 不動産の賃貸 (3) 前各号に付帯する一切の事業

現行定款	変更案
<p data-bbox="157 213 745 273"><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="184 278 745 465">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="405 500 497 530">(新 設)</p> <p data-bbox="405 813 497 843">(新 設)</p>	<p data-bbox="1006 213 1099 243">(削 除)</p> <p data-bbox="765 500 1068 530"><u>第16条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="792 535 1350 625">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 630 1350 787">②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="765 817 817 848">附則</p> <p data-bbox="765 883 1350 943">①定款第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="765 948 1350 1038">②前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="765 1043 1350 1134">③本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役池田靖光、角芳幸、ポールエヴァンス、中村利雄の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



候補者
番号 **1** いけだ やすみつ
池田 靖光
(1963年2月16日生)

再任
所有する当社株式の数 **37,300株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月	当社入社	2008年4月	当社営業本部長
2002年6月	当社執行役員	2008年6月	当社取締役副社長
2004年6月	当社常務執行役員	2009年6月	当社代表取締役副社長
2005年5月	当社経営企画室担当	2012年4月	当社代表取締役社長（現在）
2006年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

池田靖光氏は、代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループ全体を統括しております。当社グループの中長期的な企業価値向上に向けてその職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者
番号 **2** いけ お まさのぶ
池尾 政信
(1956年1月4日生)

新任
所有する当社株式の数 **2,300株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2013年6月	当社執行役員、CS事業部担当（現在）
2012年4月	当社CS事業部長	2018年6月	当社常務執行役員（現在）
2012年5月	SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. 董事長（現在）	2022年4月	当社技術本部担当（現在）

取締役候補者とした理由

池尾政信氏は、海外製造拠点や事業部のトップとしての豊富な経験と実績を有し、現在は技術・環境に関わる事項等を統括しております。取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。



候補者
番号 **3** ポール エヴァンス
(Paul Evans)
(1961年11月22日生)

再任

所有する当社株式の数

3,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年10月	SMK Europe N.V.入社	2012年4月	SMK Europe N.V.社長、当社 欧米圏営業担当（現在）
2000年4月	SMK Electronics Corporation U.S.A.社長（現在）	2015年3月	SMK Electronics (Europe) Ltd.社長
2006年6月	当社執行役員、米圏営業担当	2016年6月	当社取締役（現在）
2010年6月	当社常務執行役員（現在）		

取締役候補者とした理由

ポールエヴァンス氏は、欧米圏の営業に関わる事項等を統括し、グローバルビジネスにおける豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者としたしました。



候補者
番号 **4** なかむら としお
中村 利雄
(1946年7月22日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

2,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	通商産業省入省	2011年6月	日本ガイシ㈱社外取締役
1999年9月	貿易局長	2016年3月	(公財)全国中小企業取引振興 協会（現（公財）全国中小企 業振興機関協会）会長（現在）
2000年6月	中小企業庁長官	2016年5月	㈱アオキスーパー社外取締役（現在）
2003年10月	㈱2005年日本国際博覧会協会事務総長	2016年6月	当社取締役（現在）
2007年11月	日本商工会議所、東京商工会議所 専務理事		

(重要な兼職の状況)

(公財)全国中小企業振興機関協会会長、(株)アオキスーパー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中村利雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任する等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めております。これらに基づく専門性と知見を活かした助言及び監督を行っていただくことにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としたしました。

(注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数には、2022年3月31日現在の役員持株会名義分の単元株式数を含んでおります。

3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 中村利雄氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- (2) 当社は中村利雄氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (3) 中村利雄氏の社外取締役の在任期間は、本総会終了の時をもって6年であります。
- (4) 中村利雄氏が日本ガイシ株式会社の社外取締役に在任中の2018年1月、日本ガイシ株式会社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社において、日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、また、本件を受けて、当該事実に関する実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行いました。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役（予定）のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案が原案通り承認可決された場合、各取締役及び監査役が有する主な専門性は以下のとおりです。

No.	氏名	地位	取締役・監査役が有する主な専門性						
			経営	技術開発	営業・マーケティング	グローバル	法務 (コンプライアンス)	財務会計	環境・社会
1	池田 靖光	代表取締役社長	○		○	○			
2	池尾 政信	代表取締役副社長	○	○					○
3	ポール エヴァンス	取締役	○		○	○			
4	原 哲雄	取締役	○	○	○				
5	中村 利雄	取締役 社外	○			○			○
6	石川 薫	取締役 社外	○			○			○
7	福井 盛一	常勤監査役 社外	○			○	○	○	
8	中島 成	監査役 社外	○				○		○
9	西村 文男	監査役 社外	○				○	○	

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役角芳幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、同氏の在任中の功労に報いるため、退職慰労金を当社所定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等の決定につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、本招集ご通知19頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かく よしゆき 角 芳幸	2012年6月 当社取締役 2017年6月 当社代表取締役副社長（現在）

第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、企業理念のもと、良き企業市民として地域社会との絆と伝統を重視し、社会と共生する企業として社会貢献活動を行っております。

公益財団法人昭和池田記念財団（以下、「本財団」という。）は、育英事業、心身障害者・老人・児童福祉事業など、様々な社会貢献活動を通じ、地域社会の健全な発展に寄与する目的で、1976年5月に「財団法人昭和池田記念財団」として設立されました。2013年4月より、東京都知事から公益認定を受け、「公益財団法人昭和池田記念財団」に移行し、古典芸能への支援を行うなど社会貢献への取り組みをさらに強化しております。

本財団の継続的な社会貢献活動を支援することは、当社の企業理念の実現に資するものであり、ESGの観点からも、当社の中長期的な企業価値向上に貢献すると考えております。

そこで、本財団の社会貢献活動を安定的に支援するため、当社の配当金を本財団の活動原資とするべく、本財団に対し、第三者割当の方法により特に有利な払込金額で自己株式を処分いたしたく存じます。

上記の趣旨と目的のため、当社は、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当の方法により自己株式を処分すること、及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案が承認されることを条件として、2022年6月30日に300,000株の自己株式を消却することを2022年4月28日開催の取締役会で決議しております。

処分する自己株式の内容

(1) 処分する株式の種類 及び上限	普通株式200,000株
(2) 払込金額の下限	1株につき1円
(3) 払込金額の総額	200,000円
(4) 処分方法	第三者割当による処分
(5) 処分先	公益財団法人昭和池田記念財団
(6) 処分期日	未定
(7) 決定の委任	上記に定めるもののほか、本件自己株式処分に係る募集事項の決定は、取締役会に委任します。

財団の概要

(1) 名称	公益財団法人昭和池田記念財団
(2) 所在地	東京都品川区戸越5-17-14
(3) 代表理事	池田 彰孝
(4) 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術優秀で就学困難な学生、生徒に対する奨学金の給与 ・ 心身障害者、老人及び児童福祉事業を支援するための助成 ・ 伝統芸能の振興を目的とする事業に対する助成
(5) 活動原資	基本財産等約10億円の運用益及び寄付金
(6) 設立年月日	1976年5月27日

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が堅調に推移し一方で中国経済が減速する等各国ごとに跛行性が見られるものの、全体としてはコロナ禍から緩やかに回復することになりました。

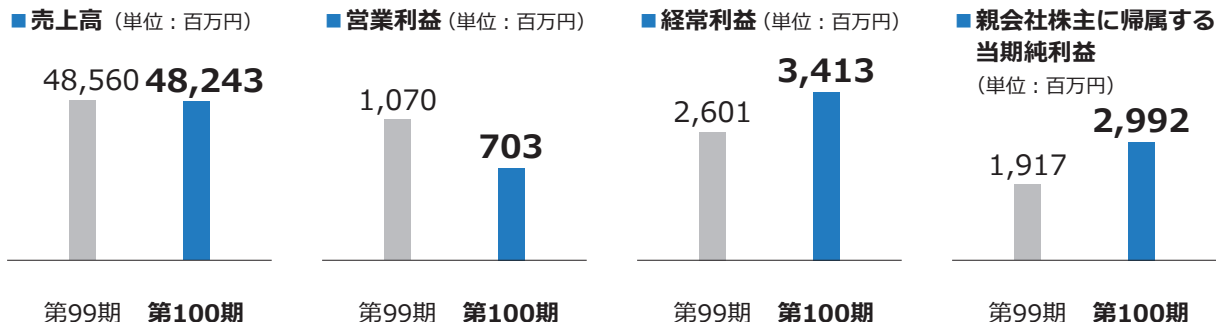
事業を取巻く外部環境としては、ワクチン接種の拡大により新型コロナウイルス感染拡大に一定の歯止めがかけられましたが、年後半には感染力の強い変異株が発生し、ウィズコロナ下での経済活動の継続を強いられることになりました。また、米中の緊張関係は長期化の様相を呈し、年度の終わりにかけてはウクライナ危機が起こり先行きの不透明感を深めることとなりました。

当電子部品業界におきましては、家電、車載、情報通信、産機の各市場は総じて好調に推移しました。

車載市場では、半導体調達難の影響から車載メーカーによる在庫積み増しとその在庫調整の動きもあり、また年後半には半導体不足から自動車減産が起こりましたが、中国、米国を中心に高水準の受注状況を維持することとなりました。情報通信市場ではスマートフォン、タブレットなどの受注が高水準を継続しましたが、足元では半導体不足などの影響による一部顧客の減産の動きも見受けられました。

家電市場では、巣ごもり需要や衛生志向の高まりを背景に、空気清浄機、調理家電などが好調に推移しましたが、足元では需要の一巡により伸びが鈍化しております。産機市場は、ウィズコロナ下での経済活動再開に伴う設備投資の回復により底堅く推移しております。

当社におきましても新型コロナウイルス感染対策や部材調達と在庫管理を徹底し、積極的な新製品の投入とコスト削減に努めた結果、当連結会計年度の売上高は482億4千3百万円(前期比0.7%減)、営業利益は7億3百万円(前期比34.2%減)となりました。経常利益は円安による為替差益14億2千6百万円を計上し、34億1千3百万円(前期比31.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は29億9千2百万円(前期比56.1%増)となりました。



セグメント別売上実績

(単位：百万円)

セグメント	第99期（前期）	第100期（当期）	対前期増減率
CS事業部	19,840	19,543	△1.5%
SCI事業部	28,431	28,387	△0.2%
開発センター	285	309	8.2%
その他	3	4	17.9%
合計	48,560	48,243	△0.7%

(注) 当連結会計年度より、2021年4月1日付で実施した組織再編に伴い、従来「その他」の区分に含めていたその他部品事業の一部を「開発センター」の区分に含めております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分及び算定方法に基づき作成しております。

セグメント別の概況



CS事業部

主要製品 コネクタ（同軸、FPC）、ジャック

コネクタは、車載市場においては、主力のカメラ用が堅調に推移したことに加え、電装品用の受注が順調に拡大し、前年を上回りました。家電市場においては、デジタルカメラ用の新規採用やVR用の受注拡大により前年を上回りました。一方、情報通信市場においては、リモートワークの拡大などに伴い好調に推移してきた米国顧客タブレット用が足元では半導体不足などによる生産調整の影響を受け、前年並みとなりました。また、スマートフォン用も半導体入手難による一部中国顧客の減産により前年を下回り、CS事業部全体としては、前年をわずかに割り込む結果となりました。

この結果、当事業の売上高は195億4千3百万円（前期比1.5%減）、営業利益は10億3千6百万円（前期比28.3%減）となりました。



SCI事業部

主要製品 リモコン、スイッチ、カメラモジュール、タッチセンサー

車載市場において、米国を中心に自動車生産が回復したことにより、カメラモジュール、操作ユニット、タッチセンサーなどの受注が好調に推移し、前年を上回りました。情報通信市場では、ウェアラブル用スイッチが、また、産機市場では事務機用タッチセンサーが好調で前年を上回りました。一方、主力の家電市場においては、住設用ユニット、エアコン用リモコンなどは前年を上回りましたが、セットトップボックス用リモコンが減少したことにより前年を下回り、SCI事業部全体としては、前年並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は283億8千7百万円(前期比0.2%減)、営業損失は1億3千5百万円(前期は営業損失7千2百万円)となりました。



開発センター

主要製品 無線モジュール

開発センターの主力事業、無線通信モジュールの売上の中心であるBluetooth®モジュールにおいて、メインとなる決済端末、モバイルプリンター、医療機器の市場は拡大傾向にありました。しかし、半導体不足の影響によりICを確保できず、売上高は前年を若干上回ったものの、目標値には届きませんでした。

この結果、当事業の売上高は3億9百万円(前期比8.2%増)、営業損失は1億9千6百万円(前期は営業損失2億9千4百万円)となりました。

2. 資金調達及び設備投資についての状況

当期は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

当期における設備投資は、新製品開発や生産の自動化、省力化を図るための金型や機械を中心に、19億5千5百万円となりました。

3. 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルスとの共生を模索する過程にあり、全体としては回復軌道に向かい始めております。しかし、米中緊張関係の継続、中国経済の減速傾向、ウクライナ危機の動向等、依然として不透明な状況が続いております。また、原材料の需給逼迫を主因とする物価上昇に対し、主要国の金融政策には欧米と日本では差があり為替相場に影響を与えるものと思われる。

当社グループは、斯かる環境下、お客様のニーズに適確に対応するとともに、積極的な新製品投入と一層の原価低減、経費削減に努めてまいります。

当社を巡る事業環境は、車載市場におけるC A S Eの進展、情報通信市場における5 Gの普及、またI o T技術の急速な進化など著しく変化しております。カーボンニュートラルの実現に貢献するE V・自動運転、I Tリモートなどの分野は2030年に向け伸長が期待されております。これらの環境変化に適確に対応し新しいビジネスチャンスを捕捉してまいります。また、社会との共生を目指しS D G sに対応してまいります。

当社グループの新型コロナウイルス対策としては、社員の健康と、事業活動の低下を最小限に抑えることを第一に考え、グループの工場やオフィスにおいて感染防止策を徹底しております。また、テレワークを活用しグローバルな事業活動を維持継続しております。

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SMK Electronics Corporation, U.S.A.	15,100千米ドル	100.0%	当社及び当社子会社の製品の販売
SMK Trading (H.K.) Ltd.	200千香港ドル	*100.0%	当社及び当社子会社の製品の販売
SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	88,232千中国元	*100.0%	電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売
SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	22,480千中国元	100.0%	電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売

(注) 1. ※印はすべて間接所有です。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 靖光	
代表取締役副社長	角 芳幸	CTO、技術本部担当
取締役	ポール エヴァンス (Paul Evans)	欧米州圏営業担当
取締役	原 哲雄	営業本部長、アジア圏営業、開発センター担当
取締役	社外 中村 利雄	公益財団法人全国中小企業振興機関協会 会長 株式会社アオキスーパー 社外取締役
取締役	社外 石川 薫	清水建設株式会社 社外監査役 学校法人川村学園 理事 一般社団法人日本外交協会 理事 公益財団法人三菱UFJ国際財団 理事
常勤監査役	社外 福井 盛一	
監査役	社外 中島 成	中島成総合法律事務所 弁護士
監査役	社外 西村 文男	株式会社京三製作所 社外監査役

- (注) 1. 取締役中村利雄及び石川薫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役中村利雄氏の重要な兼職先である公益財団法人全国中小企業振興機関協会、株式会社アオキスパーは、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役石川薫氏の重要な兼職先である清水建設株式会社、学校法人川村学園、一般社団法人日本外交協会、公益財団法人三菱UFJ国際財団は、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役福井盛一、中島成及び西村文男の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役福井盛一氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
6. 監査役中島成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
7. 監査役西村文男氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、重要な兼職先である株式会社京三製作所は、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

1 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、社外取締役については、経営に対する独立性の観点から、月額固定報酬のみとしております。

<報酬体系>

項目	内容	目的
固定報酬	月額固定報酬	職責に応じた基本報酬
業績連動報酬 (含む非金銭報酬)	賞与	各事業年度における業績の向上を図るインセンティブ
	株式給付信託	中長期的な企業価値の向上と株主価値の増大への貢献を促す
	退職慰労金	中長期的な業績向上と社会への貢献を促す

(2) 固定報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

月額固定報酬を取締役の基本報酬とし、職責や社員の給与水準等を総合的に勘案して決定いたします。

(3) 業績連動報酬（含む非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

賞与は、連結業績を反映した金銭報酬とし、企業活動の最終的な業績を示す連結当期純利益に概ね連動して取締役賞与支給基準に基づき算出された額を毎年、一定の時期に支給いたします。

株式給付信託（非金銭報酬）は、連結当期純利益に概ね連動して役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを毎年付与し、退職時において、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式を本信託から給付いたします。

退職慰労金は、連結当期純利益に概ね連動して取締役退職金規定に基づき毎年算出された

額を積み立て、退職時に支給いたします。

当事業年度を含む連結当期純利益（選定した業績指標）の推移は1. 企業集団の現況に関する事項に記載のとおりです。

(4) 金銭報酬、業績連動報酬等または非金銭報酬等の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬は、会社の企業業績、企業価値向上の意識を取締役が高く持つよう、固定報酬よりも業績連動報酬の割合が大きくできる設計としております。

その方針に従い、取締役賞与支給基準では、固定報酬に対する業績連動報酬（賞与）の比率が0～200%の範囲内で変動するよう規定しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は取締役の報酬等に係る手続きの一層の公平性・透明性・客観性を担保するために、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置いたしました。個人別の基本報酬額の決定については、報酬委員会が取締役会への答申をまとめ、その答申内容を踏まえて取締役会において決定することといたします。

なお、当事業年度の個人別の基本報酬額の決定については、報酬委員会設置に係る取代会決議が2022年1月25日であったことから、取締役会決議に基づき代表取締役社長池田靖光に委任しております。その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該決定方針及び決定方針に定められた基準や規程と整合していることを確認しております。

2 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性の観点から月額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役会での協議によって決定しております。

3 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、その総額は2016年6月22日開催の第94回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役1名）です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2018年6月22日開催の第96回定時株主総会において、株式報酬制度導入につき決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の報酬額については、その総額は2006年6月20日開催の第84回定時株主総会において

年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役	139	87	30	8	13	5
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(-)	(2)
監査役	16	16	-	-	-	3
(うち社外監査役)	(16)	(16)	-	-	-	(3)

- (注) 1. 上記の取締役には、無報酬の取締役1名を除いております。
 2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 3. 非金銭報酬等は、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
 4. 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,730
現金及び預金	8,555
受取手形	53
電子記録債権	1,460
売掛金	11,286
商品及び製品	3,592
仕掛品	961
原材料及び貯蔵品	4,991
その他	860
貸倒引当金	△31
固定資産	23,063
有形固定資産	16,190
建物及び構築物	4,169
機械装置及び運搬具	3,506
工具、器具及び備品	1,144
土地	5,869
リース資産	6
使用権資産	1,307
建設仮勘定	186
無形固定資産	116
その他	116
投資その他の資産	6,755
投資有価証券	3,639
長期貸付金	99
退職給付に係る資産	2,245
繰延税金資産	126
その他	731
貸倒引当金	△86
資産合計	54,794

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,178
支払手形及び買掛金	5,404
短期借入金	5,066
リース債務	407
未払金	1,573
未払法人税等	303
賞与引当金	745
役員賞与引当金	30
その他	1,648
固定負債	8,972
長期借入金	6,214
リース債務	920
繰延税金負債	961
役員退職慰労引当金	173
退職給付に係る負債	39
役員株式給付引当金	27
その他	634
負債合計	24,150

純資産の部	
株主資本	31,102
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
利益剰余金	15,925
自己株式	△4,876
その他の包括利益累計額	△459
その他有価証券評価差額金	425
繰延ヘッジ損益	△2
為替換算調整勘定	△1,404
退職給付に係る調整累計額	520
純資産合計	30,643
負債純資産合計	54,794

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		48,243
売上原価		40,169
売上総利益		8,073
販売費及び一般管理費		7,369
営業利益		703
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	54	
不動産賃貸料	1,057	
為替差益	1,426	
雇用調整助成金	318	
その他	672	3,559
営業外費用		
支払利息	103	
不動産賃貸原価	575	
その他	171	850
経常利益		3,413
特別利益		
固定資産売却益	32	32
特別損失		
固定資産売却損	34	
固定資産除却損	38	
減損損失	3	
投資有価証券評価損	115	191
税金等調整前当期純利益		3,254
法人税、住民税及び事業税		312
法人税等調整額		△49
当期純利益		2,992
親会社株主に帰属する当期純利益		2,992

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	29,620
現金及び預金	3,180
受取手形	28
電子記録債権	1,449
売掛金	11,552
商品及び製品	1,050
仕掛品	29
原材料及び貯蔵品	1,510
前払費用	66
短期貸付金	11,061
その他	913
貸倒引当金	△1,223
固定資産	15,671
有形固定資産	6,393
建物	2,196
構築物	44
機械及び装置	772
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	337
土地	2,989
リース資産	52
無形固定資産	54
ソフトウェア	38
その他	15
投資その他の資産	9,224
投資有価証券	2,084
関係会社株式	4,373
関係会社出資金	783
長期貸付金	61
前払年金費用	1,549
その他	457
貸倒引当金	△86
資産合計	45,292

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,948
支払手形	1,280
買掛金	3,595
短期借入金	2,300
1年内返済予定の長期借入金	2,766
リース債務	45
未払金	444
未払費用	183
未払法人税等	65
預り金	30
前受収益	48
賞与引当金	523
役員賞与引当金	30
その他	634
固定負債	6,973
長期借入金	6,214
リース債務	28
繰延税金負債	289
役員退職慰労引当金	171
役員株式給付引当金	27
その他	243
負債合計	18,921
純資産の部	
株主資本	25,964
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
資本準備金	12,057
利益剰余金	10,731
利益準備金	1,306
その他利益剰余金	9,425
配当平均積立金	550
退職積立金	370
土地圧縮積立金	83
建物等圧縮積立金	12
別途積立金	2,265
繰越利益剰余金	6,143
自己株式	△4,820
評価・換算差額等	406
その他有価証券評価差額金	408
繰延ヘッジ損益	△2
純資産合計	26,370
負債純資産合計	45,292

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		23,033
売上原価		20,263
売上総利益		2,770
販売費及び一般管理費		3,227
営業損失		457
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	545	
不動産賃貸料	689	
為替差益	1,260	
雇用調整助成金	236	
雑収入	25	2,758
営業外費用		
支払利息	86	
不動産賃貸原価	254	
貸倒引当金繰入額	243	
雑損失	92	676
経常利益		1,623
特別利益		
固定資産売却益	28	28
特別損失		
固定資産売却損	28	
固定資産除却損	0	
減損損失	3	
投資有価証券評価損	94	
関係会社株式評価損	19	146
税引前当期純利益		1,505
法人税、住民税及び事業税		7
法人税等調整額		△61
当期純利益		1,560

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

S M K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田大輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤武男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMK株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

S M K株式会社 監査役会

常勤監査役（社外）福 井 盛 一 (印)

監査役（社外） 中 島 成 (印)

監査役（社外） 西 村 文 男 (印)

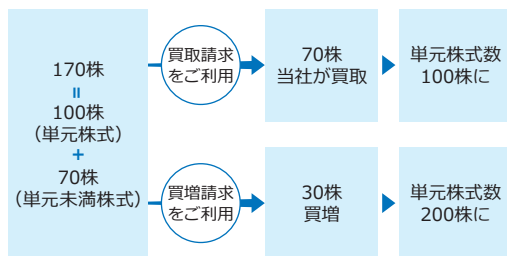
以上

株式に関する お問合せ先・お手続き先

1. 配当金のお振込、単元未満株式の買取・買増請求、特別口座から証券会社の口座へのお振替、住所変更等のお手続き窓口は次のとおりです。

証券会社に口座を開設されている株主様	→	口座を開設された証券会社にご照会ください。
証券会社に口座を開設されていない (特別口座に記録されている) 株主様	→	当社の特別口座の口座管理機関(兼株主名簿管理人)である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(0120-232-711通話料無料)にご照会ください。

● 買取・買増請求制度の例(170株ご所有の場合)



2. 配当金をお受け取りになっていない株主様は、上記の三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部の電話照会先にご連絡ください。

株主総会会場 ご案内図

会場 ゲートシティホール
(ウエストタワー地下1階)
東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎
TEL 03-5496-5311

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン
●埼京線 ●りんかい線
「大崎駅」下車
南改札口より 徒歩3分



ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.smk.co.jp/>



※Bluetooth® ワードマークおよびロゴは登録商標であり、Bluetooth SIG, Inc. が所有権を有します。SMK株式会社は使用許諾の下でこれらのマークおよびロゴを使用しています。

SMK株式会社

〒142-8511 東京都品川区戸越6丁目5番5号
TEL 03-3785-1111 (代表) FAX 03-3785-1068

